

## 平成31年度から適用される個人住民税の税制改正について

### ◆配偶者控除の改正

平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除が適用される納税者本人に所得制限を設けることとし、合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）を超える場合には控除額が逡減、消失する仕組みとなりました。この改正は、平成30年分以後の所得税から適用され、個人住民税については平成31年度分から適用されます。

#### 1. 配偶者控除の改正

平成30年度までは、同一生計配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下（給与収入103万円以下）の場合、納税者本人の所得に関わらず個人住民税では一律33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、平成31年度からは納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができないとされました。

また、本人の合計所得金額に応じて、下表のとおり控除額が逡減、消失します。

#### 2. 配偶者特別控除の改正

平成30年度までは、配偶者特別控除については、その適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、平成31年度からは合計所得金額が123万円以下に引き上げられました。

また、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者特別控除は適用できないこととされています。

【平成31年度以降適用される配偶者控除及び配偶者所得控除速算表】

控除		納税義務者の合計所得金額											
		900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			1,000万円超		
		住民税	所得税	差	住民税	所得税	差	住民税	所得税	差	住民税	所得税	
配偶者控除	一般（69歳未満）	33万	38万	5万	22万	26万	4万	11万	13万	2万	適用なし		
	老人（70歳以上）	38万	48万	10万	26万	32万	6万	13万	16万	3万			
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超85万円以下	33万	38万	5万	22万	26万	4万	11万	13万			2万
		85万円超90万円以下	33万	36万	3万	22万	24万	2万	11万	12万			1万
		90万円超95万円以下	31万		0円	21万		0円	11万				0円
		95万円超100万円以下	26万		0円	18万		0円	9万				0円
		100万円超105万円以下	21万		0円	14万		0円	7万				0円
		105万円超110万円以下	16万		0円	11万		0円	6万				0円
		110万円超115万円以下	11万		0円	8万		0円	4万				0円
		115万円超120万円以下	6万		0円	4万		0円	2万				0円
		120万円超123万円以下	3万		0円	2万		0円	1万		0円		
		123万円超	0円										